

グループホームこころ 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 ケアネットプラス が開設するグループホームこころ（以下『事業所』という）が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下『事業』という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者であって認知症の状態にある者（以下『利用者』という）について、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護その他、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする

(運営の方針)

第2条 事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に利用者及びその家族との交流等の機会を持つことにより、そのニーズを的確に捉え個別に認知症対応型共同生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

- 一 名称 グループホームこころ
- 二 所在地 鹿児島県姶良市加治木町木田2764番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする

- 一 管理者及び計画作成担当者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理を一元的に行い指定認知症対応型共同生活介護のサービス提供に当たる
- 二 計画作成担当者 1名
指定認知症対応型共同生活介護のサービス提供計画の作成等を行う
- 三 介護職員 3名以上（常勤換算）
利用者の心身の状況等を的確に把握し利用者に対し適切な介護の提供にあたる

(利用定員)

第5条 この事業の利用定員は9名とする

(認知症対応型共同生活介護の提供方法)

第6条 認知症対応型共同生活介護の提供に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付してわかりやすく説明を行い文書による同意を得る

2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、文書において同意及び承諾を得、交付する

3 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行い、本人、家族へ説明し同意及び承諾を得るものとする

4 指定認知症対応型生活介護の提供に当たっては、食事、家事等は利用者と介護従業者が共同で行うように努めるものとする

5 指定認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切に指導を行うと共に、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める

6 正当な理由無く指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒まない
利用申込者に対して適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供が困難と認めた場合は、他の指定認知症対応型共同生活介護事業者の紹介等必要な措置を講じる

7 指定認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定（以下『要介護認定』等という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する

8 前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護を提供する

9 指定認知症対応型共同生活介護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には、利用者の意見を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う

10 指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていない時（介護保険法題41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれも該当しないとき）は当該利用者、申込者又はその家族に対し、法定代理サービスを行うために必要な援助を行う

（指定認知症対応型共同生活介護の内容）

第7条 指定認知症対応共同生活介護の内容は次のとおりとする

一 介護サービス

- ア 利用者の心身の状態に応じ、また利用者の自立の支援と、日常生活の充実が図られるよう適切な技術をもって介護の提供を行う
- イ 利用者の心身の状況に応じ、排泄の自立について必要な援助を行う
- ウ 利用者の離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う

二 食事サービス

- ア 献立作成に当たっては、利用者の心身の状況及び、栄養並びに嗜好を考慮し適時に食事の提供を行う
- イ 食事の際は、利用者の自立の支援に配慮し、食事の準備、後始末介助等行うものとする

三 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るため、日常生活活動に関する訓練、レクリエーション行事、体操等の各種サービスを提供する

四 健康管理

毎日のバイタルチェックを実施することにより、利用者の健康の状態を把握すると共に、健康保持のための適切な措置をとるものとする。尚、健康管理にあたっては法人内に配置する看護等有資格者の助言を得るものとする

五 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う

2 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又は家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと

3 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。また、実施済のサービスについては常に管理評価を行い、認知症対応型共同生活介護計画の修正等、その改善を図る

- 4 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う
- 5 利用者の日常生活全般の状況及び趣味、趣向等の希望を踏まえて、指定認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する
- 6 認知症対応型共同生活介護計画作成後においても、当該介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該介護計画の変更を行う。前3項の規定は認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する

(指定認知症対応型共同生活介護の利用料等)

第8条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の利用者負担の割合の支払いとする。但し、次に掲げる項目については別に利用料金の支払いを受けることができる

- 一 食材料費 食事1日当たり 1,400円
- 二 理美容代、おむつ代他認知症対応型共同生活介護の中で提供されるサービスのうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費相当額
- 三 家賃 1日当たり 750円
- 四 水道・光熱費 1日当たり 800円

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際は、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受ける
- 3 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際は、当該指定認知症対応型共同生活介護の提供日の内容、法定代理受領サービス費の額、その他必要な事項、利用者の介護計画を記載した書面又は、これに準ずる書面に記載する

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護の実施中に、利用者の病状の急変及びその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告する

(入居に当たっての留意事項)

第10条 サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常

や異変があればその旨を申し出ること。

- 2 サービスの提供を受けようとする利用者が、車椅子、杖、ポータブルトイレ等の器具等を取り扱う際には、従業員の指示に従うこと

(利用者に関する市町村への通知)

第11条 利用者が、正当な理由無く指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けたあるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する

(勤務体制の確保)

第12条 利用者に対して、適切な認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業員の勤務体制を定める

- 2 夜間及び深夜帯においては、夜勤勤務を行う介護従事者1名以上を配置する
- 3 従業員の資質向上を図るために研修機会を次のとおり設けるものとし、また勤務体制を整備するものとする
 - 一 採用時研修 採用後三ヶ月以内
 - 二 継続研修 年三回

(衛生管理)

第13条 従業員の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断等の必要な管理を行う

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めると共に、感染予防に配慮する

(秘密保持)

第14条 従業者は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従事者であったものが、正当な理由無く、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、従業者の雇用契約の内容とする

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第15条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して事業所によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することを禁止する

(苦情処理)

第16条 提供した指定認知症対応型共同生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置等、必要な措置を講ずる

- 2 自ら提供した指定認知症対応型共同生活介護に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文章などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じる他、利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査にも協力する

市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行ない、その改善の内容を報告する

- 3 指定認知症対応型共同生活介護などに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する・自ら提供した指定痴呆対応型共同生活介護に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行ない、その改善の内容を報告する

(事故発生時の対応)

- 第17条 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者家族等に連絡すると共に必要な措置を講ずる

(損害賠償)

- 第18条 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責任に帰すべからざる理由による場合には、この限りでない

(非常災害対策)

- 第19条 認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合従業者は利用者の非難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との提携方法を確認し災害時には非難等の指揮をとる
(※非常対策マニュアル参照)

- 2 非常災害に備え、定期的に非難訓練を行う

- 一 総合的な避難訓練 年1回
- 二 従業員の避難訓練 年2回

(虐待の防止の措置に関する事項)

- 第20条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
- 四 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(身体拘束)

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(重度化対応にあたっての医療連携体制と調整)

第23条 看護師の配置 訪問看護ステーション等との契約で看護師1名以上確保する

- 2 重度化対応・看取り介護指針・家族などの同意

入居者が重度化した場合における「重度化対応・看取り介護指針」看取り介護加算の料金の内容や退居後に料金の発生がある等の内容について家族に十分に説明した上で文書による同意を得る。

- 3 看護師による計画的訪問、週1回程度の医療処置や健康相談を行い健康管理を実施する

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所の会計は他の会計と区分する。

尚、会計の期間は4月1日から3月31日までとする

- 2 事業所の運営規定の概要、従業員の勤務体制等必要な重要事項を見やすいところに掲示する
- 3 この事業を実施するにあたり、常時一人以上の介護職員に従事させると共に利用者の負担により、その利用者に対して当事業所の従業員以外のものによる介護を受けさせてはならない
- 4 事業所には、設備、備品、職員及び会計等運営に関する諸記録の整備を行う
また利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の記録を整備すると共に、完結の日から5年間保存する
 - ・認知症対応型共同生活介護計画
 - ・提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ・身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由の記録
 - ・市町村への通知に係る記録
 - ・苦情の内容等の記録
 - ・事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人代表と事業所の管理者との協議に基づいて定める

附則

この規定は、指定日より施行する

これは原本の写しに相違ありません。
株式会社 ケアネットプラス
代表取締役 杉田文彦 ㊞